

## 特定非営利活動法人 CFFジャパン

### 役員報酬規程

#### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人CFFジャパン（以下当法人という）定款第17条に基づき、役員報酬について基本事項を定める。なお、使用人兼務役員への給与の支給については、職員給与規程に定めるところによる。

#### (規程の改定)

第2条 この規程の改定は理事会が決定する。

#### (報酬支給の対象者)

第3条 役員報酬は、当法人の業務執行を担う役員に対して支給することができる。

#### (報酬)

第4条 役員報酬は、常勤・非常勤の役員とも役員報酬一本とし、手当等他の給与は原則として支給しない。

- 2 ただし、常勤役員については、職員給与規程に定める手当の額等を加味して、役員報酬の額を決定することができる。
- 3 報酬の額は月額とし、総会において決定した予算の範囲内において、理事会で具体的な額を決定する。
- 4 役員に就任した月から報酬を支給することができる。
- 5 役員が退任、または死亡した場合には、その月分の報酬を支給することができる。

#### (報酬の支給)

第5条 役員への月額報酬の支給計算の期間ならびに支給日は職員給与規程に準ずることとする。

- 2 ただし、法令または規定に基づき、役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

#### (臨時緊急措置)

第6条 当法人の財務状況が著しく悪化した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決定により、報酬の減額等の措置を取ることができる。

#### 付 則

この規程は2017年6月1日より施行する。

特定非営利活動法人 CFFジャパン

職員給与規程

「給与に関する内規（2012年1月29日施行）」を新たに「職員給与規程」とし、全文次のとおり改正する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人CFFジャパン（以下当法人という）における職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 給与は、給料および手当とする。

2 手当の種類は、管理職手当、通勤手当、時間外・深夜勤務手当、家族手当、子ども手当、海外家族帯同手当、賞与、期末手当、および退職手当・慰労金とする。

（給与の支給方法）

第3条 給与は、賞与、期末手当、退職金・慰労金を除き月給制とする。

2 月給制に基づく給与は、月の一日から末日までの期間について、月額を当月20日に支給する。ただし、時間外・深夜勤務手当については翌月20日に支給する。

3 所得税、市区都民税、社会保険料等の給与からの控除は、法令に即して行う。

第2章 給 料

（給料の支給）

第4条 給料は、勤務に対する報酬として支給する。

2 給料は、職員となったその日から、退職または死亡したその日まで支給する。

3 欠勤の場合は、関係法令を準用して支給額を減額することがある。

（給料の額の決定、見直し）

第5条 給料の額は、当人の勤務実績、能力、経験等より決定することを原則とするが、最低限度の生活保障、勤務地の物価等を考慮することがある。

- 2 給料の額の見直しは、原則として年1回7月に行う。ただし理事会が適当と認めた場合はこの限りではない。
- 3 職員それぞれについての具体的な給与額の決定は、この規程で定められた事項および総会・理事会で承認された事項（予算等）の範囲において、代表理事・副代表理事・事務局長等による協議を踏まえ、代表理事が行う。

### 第3章 手当

#### （管理職手当）

第6条 管理職手当は、管理職職員またはそれに準じる職員に対して、任命を受けた日からその身分を失った日まで支給する。額については別に定める。

#### （通勤手当）

第7条 通勤手当は、通勤に要する最低限の実費を支給する。ただし、上限を25,000円/月とする。

#### （時間外・深夜勤務手当）

第8条 時間外・深夜勤務手当は、休憩時間を除いた実働時間に対し、関係法令を準用して支給する。労働基準法第41条2号（管理監督者）に該当する者には支給しない。

#### （家族手当、子ども手当）

第9条 常勤職員および管理職職員で、扶養義務のある配偶者がいる場合は、家族手当として10,000円/月、同じく子どもについては1人につき子ども手当8,000円/月を支給する。

#### （海外赴任手当）

第10条 海外赴任手当は、常勤職員及び管理職職員が海外に赴任する際に支給することができる。具体的には、赴任地の状況や扶養義務がある家族の帯同の有無などを考慮して都度検討する。

#### （賞与、期末手当）

第11条 支給時に在職する常勤職員および管理職職員に対して、原則として夏季と冬季の年2回支給する。ただし、当法人の財務状況等により支給しないこともある。

- 2 賞与の支給額は、各人の給料および管理職手当の額を基準に、各人の勤務実績や当法人の財務状況等を加味し、都度定める。

- 3 期末手当は、当法人の決算の状況を考慮して支給することもある。
- 4 期末手当の支給、および賞与支給額の変更には、理事会の承認を要する。

(退職手当)

第12条 当法人に著しく貢献した職員が退職する際、退職金もしくは慰労金を支給することがある。具体的にはその都度理事会での承認を要する。

**付 則**

この規程は2017年6月1日より施行する。

この規程は2020年5月1日より一部改定する。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 CFF ジャパン	事業年度	令和2年5月1日 ～ 令和3年4月30日
-----	--------------------	------	-------------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	110,000 円
受取寄附金	17,092,109 円
受取助成金	9,474,597 円
事業収益	3,372,540 円
受取利息	581 円
雑収益	337,400 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	30,387,227 円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

該当なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
海外プログラム現地手配料 (フィリピン・マレーシア・ミャンマー)	108,000 円	ワークキャンプ(フィリピン、マレーシア)、スタディツアー(フィリピン、マレーシア)、スタディキャンプ(ミャンマー)
海外プログラム現地手配料 (ミャンマー)	88,000 円	スタディツアー
現地プログラム経費支払 (フィリピン)	1,100 ペソ×日数/1人	ワークキャンプ(1ペソ約 2.24 円)
	1,300 ペソ×日数/1人	スタディツアー
現地プログラム経費支払 (マレーシア)	100 リンギット×日数/1人	ワークキャンプ(1リンギット約 27 円)
	170 リンギット×日数/1人	スタディツアー
現地プログラム経費支払 (ミャンマー)	350 ドル/1人	スタディツアー、スタディキャンプ(1ドル約 108 円)
相談対応、ヒアリング、取材対応	5,000 円/1時間	当法人主催事業への参加者、当法人でのボランティア活動従事者については別途相談
講師派遣、アドバイザー派遣、会議参加、ワークショップ実施	10,000 円/1時間	
協働事業の運営・調査研究等への従事	30,000 円/1日	
協働事業の運営・調査研究等で、とくに海外で従事する場合	50,000 円/1日	例：ワークキャンプ、スタディツアーの運営実施



ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提供年 月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
			2020年8月 15日～8月 29日	110,000円	オンラインスタディ ツアー受け入れに関 する支払い
			2021年3月 5日～2021 年3月20 日	540,000円	
			2020年8月 3日	66,000円	団体年次レポート作 成料
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	



4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	560,000円	令和2年5月16日
	224,000円	令和2年6月1日
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
5人	9,805,608円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2020.8.25			協働事業中止に伴う緊急支援	3,600,000 円
2020.8.25			協働事業中止に伴う緊急支援	2,289,347 円
2021.2.22			セキュリティカメラの設置 一般寄付	1,007,530 円
2021.3.16			一般寄付	29,700 円
2021.3.31			困難を抱えるコミュニティでの生活支援	47,228 円
	合 計			6,973,805 円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
2020.8.25	CFF マレーシアへ寄付金 (協働事業中止に伴う緊急支援)	3,600,000 円
2020.8.25	CFF フィリピンへ寄付金 (協働事業中止に伴う緊急支援)	1,348,326 円
2021.2.22	CFF マレーシアへ寄付金 (一般寄付、カメラ設置)、 協働プロジェクト助成金、オンラインスタディツアー 経費	1,767,530 円
2021.3.16	CFF フィリピンへ寄付金 (一般寄付)、協働プロジェ クト助成金	689,700 円

認定基準等チェック表 (第3表) (初葉)

法人名	特定非営利活動法人 CFF ジャパン	チェック欄
-----	--------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員総数のうち次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和2年5月1日 ～令和3年4月30日	11人	0人	0%	2人	18%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等							
定款第27、28条に正会員の評決権は平等であると規定	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかでない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

元書類收受日 令和3年8月30日  
 差替書類收受日 令和4年8月31日

書式第8号 (法第44条・51条・58条関係)

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 CFF ジャパン	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		11人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	就任・退任年月日	
アベ ミツヒコ 安部 光彦		理事		○							平成20年4月1日 就任
カワサキ オサム 川崎 修		理事		○							平成18年4月1日 就任 平成26年3月31日 退任 平成28年7月1日 就任
イワタ ヌキノ 岩田 雪乃		理事		○							平成29年7月1日 就任
タカシヨウ ヨシユキ 高城 芳之		理事		○							平成29年7月1日 就任
サノ ケイコ 佐野 恵子		理事		○							平成28年7月1日 就任
マイハラ フミコ 舞原 富美子		理事		○							平成26年4月1日 就任
モリの カズアキ 森野 和彬		理事		○							平成29年7月1日 就任

元書類收受日 令和 3年8月10日  
 差替書類收受日 令和 4年8月31日

ワタナベ マサユキ 渡邊 正幸		理事									平成 27 年 4 月 1 日 就任
あいち なおゆき 愛智 直行		監事									平成 29 年 7 月 1 日 就任
よしの てるお 吉野 輝雄		監事									平成 29 年 7 月 1 日 就任
いとう ひろし 伊藤 博志		理事									令和元年 7 月 1 日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 CFF ジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	毎月	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	毎月	7年
賃金台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月	7年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 CFF ジャパン	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。



認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 CFF ジャパン	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 CFF ジャパン
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄
事業年度	設立年月日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 CFF ジャパン	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります) 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
---	-----------------------------------	--------------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
---	---------------------------	--------------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
---	---	--------------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>